

# 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の見直し

令和4年8月25日

国土交通省

## 第1 基本的な考え方

国土交通省は、科学技術・イノベーション基本計画等を踏まえ、国土交通分野における国民の安全・安心で豊かな暮らしを実現するため、第5期国土交通省技術基本計画を策定し、国土交通に係る技術研究開発や技術基準の策定等に戦略的に取り組んでいる。

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所（以下「うみそら研」という。）は国土交通分野の技術的な基盤を支え、事業等の実施基準や企業の実施する事業等へ適用される技術研究開発を行うという役割を担い、我が国の海上・港湾・航空といった交通技術分野が直面している多様かつ重大な課題の解決を目指している。

うみそら研の業務及び組織については、こうした研究開発の成果を最大化するため、国立研究開発法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、見直しを行う。

## 第2 事務及び事業の見直し

### 1. 研究開発について

2050年のカーボンニュートラルの実現、加速する気候変動、激甚化・頻発化する自然災害、インフラの老朽化の進行、人口減少・超高齢社会に伴う人手不足及びデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展等の社会情勢の変化に対応するため、以下のとおり、横断的かつ積極的に研究開発の強化に取り組む。

なお、以下の取組みに際しては、従前より培ってきた豊富な知見や保有する実験施設等を今後も十分に活用しつつ、社会環境の変化に対応して研究内容の見直しと重点化を不断に行うことに留意する。

### (1) 分野横断的な研究の推進

海上・港湾・航空分野のこれまでに蓄積した知見を連携・応用し、海洋の利用促進や運輸産業の国際競争力強化等の政策への貢献及び分野融合による新しい価値の創出等に向けて、分野横断的な研究を推進する。

### (2) 船舶に係る技術及びこれを活用した海洋の利用等に係る技術に関する研究開発

民間との更なる連携を図り、船舶等に関する安全の確保、環境負荷の低減並びに海洋開発及び海事産業の基盤的技術に関する研究開発に取り組む。

### (3) 港湾、航路、海岸及び飛行場等に係る技術に関する研究開発

民間との更なる連携を図り、港湾・空港施設等の防災及び減災対策、インフラ整備の高度化・長寿命化、沿岸・海洋環境の形成、脱炭素社会の構築並びに生産性向上と新たな価値創造のための DX 技術等に関する研究開発に取り組む。

### (4) 電子航法に関する研究開発

民間との更なる連携を図り、航空交通の安全性・信頼性向上、空域及び空港運用の効率化、環境負荷の低減並びに航空交通システムの高度化に関する研究開発に取り組む。

## 2. 研究開発成果の社会への還元と戦略的な国際活動の推進

### (1) 研究開発成果の社会への還元

研究成果の普及・広報について、研究成果の社会還元に資するものとなるよう、講演会やイベントの開催、研究所のホームページにおける研究資料の公表等に加え、情報交換や技術動向の把握等も意識した効果的で多様な手法により推進するとともに、技術基準やガイドラインの策定等への研究開発成果の反映や、知的財産権の普及活用に関する活動、学術誌への投稿等を通じた学術的進展への貢献等についても取り組む。

## (2) 戦略的な国際活動の推進

研究計画の企画立案段階から研究成果の国際基準・標準化を念頭に、国際的な技術開発動向及び我が国の技術の海外展開を踏まえつつ研究を実施するとともに、国際海事機関（IMO）、国際民間航空機関（ICAO）、国際標準化機構（ISO）又は国際航路協会（PIANC）等への国際基準案の提案作成等に引き続き積極的に関与する。

### 第3 組織の見直し

我が国の交通運輸に貢献するという役割を引き続き果たすために、多様化する政策課題への対応に必要な人材や様々な経歴を有する人材の確保・育成に向けた活動、組織の横断的連携等を通して、高度な専門性・多様性が求められる研究開発を継続するための体制を強化する。

### 第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

#### 1. 業務運営体制の整備

##### (1) 管理運営の効率化

研究ニーズの高度化、多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、柔軟な組織運営を図る。併せて、うみそら研全体として適切に効率化が図られているかの確認を行う。

##### (2) 内部統制の向上

業務の適正化のため、理事長のリーダーシップの下で、内部統制に関するマネジメントを適切に行う。

### (3) 情報セキュリティ対策

研究情報等の重要情報を保護する観点から、情報セキュリティインシデントを未然に防ぐための情報システムの整備・管理を実施する。

### (4) 実験施設の整備・更新

研究ニーズの変化及び実験施設の老朽化に対応するため、新たな実験施設の導入及び従来から活用している実験施設の補修に取り組む。

## 2. 財務内容の改善

### (1) 保有資産の見直し

保有財産の必要性について不断の見直しを行う。

### (2) 自己収入の増大

保有する施設・設備の外部機関による利用を促進し、自己収入の確保を図る。

### (3) 調達合理化

契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図る。なお、随意契約については、適正な事由により公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

### (4) 給与水準の適正化

研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取り扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性を検証する。

### (5) 中期計画予算の作成

運営費交付金を充当して行う業務については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

上記1.(1)～2.(5)のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。